

白川町教育委員会会議録

令和6年3月1日実施

白川町教育委員会会議録

令和6年3月1日午前10時00分、白川町教育委員会を白川町町民会館で開催した。その次第は、次のとおりである。

1. 開 議

2. 教育長諸般の報告

3. 議 案

- (1) 白川町立小・中学校教職員人事異動の内申について (議第2号)
- (2) 令和6年度白川町小・中学校教育指導の方針と重点を定めることについて (議第3号)
- (3) 白川町障がい児就学指導判断の認定について (議第4号)
- (4) 白川町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について (議第5号)

4. 協議事項

- (1) 令和6年度白川町子育て支援の方針と重点について (資料No.1)
- (2) 令和6年度白川町幼児教育指導の方針と重点について (資料No.2)
- (3) 令和6年度白川町社会教育の方針と重点を定めることについて (資料No.3)

5. その他

- (1) 令和6年度教育委員会開催計画について (資料No.4)

6. 連絡事項

(1) 次回教育委員会

令和6年4月1日(月) 午前10時30分～ 町民会館 第1会議室

(2) 新任教職員宣誓式・転入教職員赴任式

令和6年4月1日(月) 午前11時15分～ 町民会館 大研修室

(3) 学校管理職員歓送迎会

令和6年4月4日(木) 午後6時00分～ 牧ヶ洞

(4) 小中学校入学式

令和6年4月8日(月) 午前：小学校、午後：中学校

7. 出席者

教 育 長 鈴 村 雅 史
教育長職務代理者 汲 田 正 敏
教 育 委 員 高 木 守
教 育 委 員 塩 月 祥 子

8. 欠席した委員

教 育 委 員 鈴 村 由美子

9. 事務局

教 育 課 長	大 岩 裕 樹	教 育 主 幹	小 嶋 大 介
学校再編専門監	玉 置 雅 野	給食センター事務長	嶋 田 定
発達支援対策監	武 市 進	学校教育係長	鈴 村 幸 祐
子育て支援係長	鷲 見 る み		

10. 本日の会議の書記

学校教育係主査 小 池 将 太

11. 本日の会議の経過

(1) 開 議

教 育 長 会議を開く旨を述べ開会した。 (午前10時00分)

(2) 書記の指名

教 育 長 白川町教育委員会会議規則第17条の規定により本日の書記に小池将太を指名した。

(3) 教育長諸般の報告

教 育 長 前回の教育委員会以降の動向等について報告した。

(4) 議 事

①白川町立小・中学校教職員人事異動の内申について (議第2号)

(人事案件につき議第2号については、教育長及び教育委員のみで審議決定した。)

②令和6年度白川町小・中学校教育指導の方針と重点を定めることについて (議第3号)

教 育 長 本件を議題にする旨を述べ、事務局に説明を求めた。

教 育 主 幹 令和6年度白川町小・中学校教育指導の方針と重点を定めることについて説明した。

教 育 長 質疑を許しなかったもので、異議がないか諮った。
(全員異議なく原案のとおり決定した。)

③白川町障がい児就学指導判断の認定について (議第4号)

教 育 長 本件を議題にする旨を述べ、事務局に説明を求めた。
発達支援対策監 白川町障がい児就学指導判断の認定について説明した。
教 育 長 質疑を許しなかったもので、異議がないか諮った。
(全員異議なく原案のとおり決定した。)

④白川町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について (議第5号)

教 育 長 本件を議題にする旨を述べ、事務局に説明を求めた。
学校教育係長 白川町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について説明した。
教 育 長 質疑を許しなかったもので、異議がないか諮った。
(全員異議なく原案のとおり決定した。)

(5) 協議事項

①令和6年度白川町子育て支援の方針と重点について (資料No.1)

②令和6年度白川町幼児教育指導の方針と重点について (資料No.2)

教 育 長 本件を議題にする旨を述べ、2つ続けて事務局に説明を求めた。
子育て支援係長 令和6年度白川町子育て支援の方針と重点について及び令和6年度白川町幼児教育指導の方針と重点について説明した。

教 育 長 質疑を許した。

汲 田 委 員 白川町子育て支援の方針と重点について、「Ⅲ 児童家庭相談の充実」内の「子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが連携」が、「こども家庭センターを設置」に変更となっているが、人員の配置も変更があるのか。

子育て支援係長 「こども家庭センター」として、同じ組織の位置づけとなったが、人員の配置に変更はなく、これまで通り子育て支援係と保健係で連携して支援を行っていくことに変わりはない。

教 育 課 長 「こども家庭センター」と名称が変更になったことで、センター長を置くことが必要になった。教育課長もしくは保健福祉課長のどちらかがセンター長を務めることとなるが、教育課長の方で担うこととなった。ただし、先ほどの話のとおり、体制自体に変更はない。

教 育 長 国からの通達があり、名称については変更しないといけなくなったが、先ほどから話が出ているとおり、これまでと同様の支援を継続していくこととなる。

高 木 委 員 議事の中でも「方針と重点」という言葉があったが、自分の中でなかなか理解が追い付いていない部分がある。子育てに関すること、学校教育に関すること、社会教育に関すること、それぞれに「方針と重点」が定められているが、一番伝えていきたい部分はどこなのかなど、はっきり見えてこない部分がある。多くの項目があるため、自分自身も整理していきたいと感じた。その中で、昨年度、子育て支援に関することで「親」という表現から「保護者」という表現に変わったと思うが、今回示された「方針と重点」の中に「親子」という表記があるのはなぜか。

子育て支援係長 子育て支援法の改正部分について詳しく把握していないため、調べて後日お知らせさせていただく。

教 育 長 現在は「親」という概念が通じなくなってきており、「父、母、その他の保護者」という表現に変わっている。そのことからすると、高木委員の指摘のあった箇所については表記を変更する必要があると考えるため、改めてお伝えさせていただく。

塩 月 委 員 白川町子育て支援の方針と重点について、「Ⅳ 保育の充実」内に「保育園が地域における子育ての拠点としての機能を果たせるよう支援する」とあるが、具体的にどのような取り組みがあるか。また、「小学生が安心して過ごせる生活の場を整え、健全な育成を図る」とあるが、小学生が安心して過ごせる生活の場とは、現在でいうと、放課後児童クラブのことを指しているという認識で良いか。

子育て支援係長 町内の保育園には、未就園児の保護者でも気軽に各地区の保育園を訪れていただけるような体制が整っている。町内の中でも大きな施設としては、白川北保育園に併設している子育て支援センターがある。2つ目の質問の小学生が安心して過ごせる生活の場については、塩月委員の認識のとおりである。

教 育 長 他に質疑を許しなかったもので、次へ移る旨を述べた。

③令和6年度白川町社会教育の方針と重点を定めることについて (資料No.3)

教 育 長 本件を議題にする旨を述べ、事務局に説明を求めた。

教 育 課 長 令和6年度白川町社会教育の方針と重点を定めることについて説明した。

教 育 長 質疑を許した。

塩 月 委 員 (4) 芸術文化活動の振興について、文中に「多様な年代への広がるよう支援」とあるが、「の」を無くして、「多様な年代へ広がるよう支援」という文言に変更したらどうか。

教 育 課 長 指摘のあった部分については修正することとしたい。

高 木 委 員 (2) 青少年の健全育成について、文中に「非行防止や犯罪や事件」からとあるが、「や」で繋ぐことはしないため、後ろの「や」を取って「、」にしたらどうか。

教 育 課 長 指摘のあった部分については修正することとしたい。

教 育 長 他に質疑を許しなかったため、次へ移る旨を述べた。

(6) その他

教 育 長 その他の発言を許した。

教 育 主 幹 各小中学校の様子について説明した。

給食センター事務長 近隣の市町の給食1食の金額について説明した。

教 育 課 長 令和6年度教育委員会開催計画について連絡した。(資料No.4)

教 育 長 他に発言を許しなかったため、次に移る旨を述べた。

(7) 連絡事項

教 育 課 長 次回教育委員会及び新任教職員宣誓式・転入教職員赴任式及び学校管理職員歓送迎会及び小中学校入学式について連絡した。

教 育 長 質疑を許しなかったため、予定した案件をすべて終了した旨を述べ、会議を閉じる旨を宣した。

(午前11時50分閉会)